

## 市業第2号の業務委託について

標記件名について、下記の条件付き一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和7年8月20日

五所川原市長 佐々木 孝昌

### 記

#### 1 競争入札に付する業務

- |                     |                          |
|---------------------|--------------------------|
| (1) 業 務 番 号         | 市業第2号                    |
| (2) 業 務 名           | 中部第1号幹線外管路施設調査業務         |
| (3) 業 務 場 所         | 五所川原市大字長橋外 地内            |
| (4) 履 行 期 限         | 契約締結日から令和8年1月20日         |
| (5) 業 務 概 要         | マンホール目視調査 1式<br>報告書作成 1式 |
| (6) 最 低 制 限 価 格     | 設定しない                    |
| (7) 発 注 担 当 課       | 上下水道部 下水道課               |
| (8) 入 札 書 の 提 出 方 法 | 郵便入札の方法による。              |

(入札書は郵送（一般書留又は簡易書留）により提出すること。)

#### 2 入札参加資格

次に掲げる要件を全て満たし、あらかじめ市長の審査を受け入札参加資格を有すると認められた者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 五所川原市契約事務規則（平成17年規則第53号。以下「契約事務規則」という。）第2条に規定する一般競争入札に参加させない者でないこと。
- (3) 五所川原市から指名停止の措置を受けた場合、その期間が本公告の日から開札の日までにならないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
- (5) 青森県内に本店、支店、事務所、営業所を有すること。
- (6) 市の令和7年度建設業者競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (7) 過去5年（令和2年度から令和6年度まで）に下水道管の管路調査を元請または下請として履行した業務実績があること。
- (8) （公社）日本下水道管路管理業協会による「下水道管路管理主任技士」または「下水道管路管理専門技士（調査部門）」のいずれかの資格を有する正社員（3ヶ月以上の雇用契約がある者）が在籍していること。

### 3 入札参加申込方法等

#### (1) 申込期間

令和7年8月20日(水)から令和7年8月27日(水)までとする。

#### (2) 提出先

五所川原市 上下水道部 下水道課

#### (3) 提出書類

条件付き一般競争入札参加資格審査申請書

業務実績調書

※申請書類は、市のホームページから様式（縦覧資料）をダウンロードして作成すること。

#### (4) 審査結果等

ア 入札参加資格の審査結果については、申請者に対して令和7年8月27日(水)以降に通知する。

イ 入札参加資格を有しないと認められた者は、その理由に異議があるときは令和7年8月29日(金)までに異議を申し立てることができる。

#### (5) その他

ア 申請は、上下水道部下水道課へ持参又は郵送により提出すること。

イ 書類の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 提出された書類の差換え及び訂正は認められない。また、提出された書類の内容を聴取し別途関係書類の提出を求めることがある。

ウ 入札参加資格を有すると認められた者が、開札日までの間に次のいずれかに該当することとなったときは入札参加資格を喪失し、入札に参加することはできない。この場合、該当する者にその旨を通知する。

① 入札参加資格の要件を欠いたとき。

② 提出した書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。

③ 入札に参加させることが、著しく不相当と認められるとき。

### 4 設計図書等（設計書、契約書案等）

(1) 縦覧期間 公告の日から令和7年8月27日(水)まで

(2) 縦覧方法 五所川原市ホームページからダウンロードすること。

<http://www.city.goshogawara.lg.jp/jouhou/nyusatsu/koukoku.html>

(3) 設計図書等への質問回答

ア 質問は参加資格を有すると認められた者からのみ受付する。

イ 質問がある場合は、質問回答書に質問を記載し、あらかじめ**発注担当課**に電話連絡のうえ、令和7年8月25日(月)までにFAXにより提出すること。

ウ 質問者に対しては、速やかにFAXにより回答する。

### 5 入札の辞退

(1) 入札参加資格を有すると認められた者又は入札書を郵送した者が入札を辞退する場合は、開札前日までに入札辞退届を提出すること。

(2) 入札辞退届は市のホームページから様式をダウンロードして作成し、提出すること。

## 6 入札方法等

- (1) 入札保証金は免除する。
- (2) 入札書は、市のホームページから様式をダウンロードして作成すること。
- (3) 入札書は、一般書留郵便又は簡易書留郵便の方法により提出すること。（封筒の記載方法はホームページの記載例を参照し、必ず封印すること。）
- (4) あて先 〒037-8686 五所川原市上下水道部下水道課 行とする。
- (5) 到着期限 令和7年9月9日(金)（期限を過ぎて到着したものは返却する。）
- (6) 提出された入札書の差換え又は撤回は認めない。
- (7) 入札書の受領について、入札参加者及びその他の者からの問い合わせには応じない。また、入札書が到着しないことにより入札参加者に損害が生じても、入札参加者は市に対してその損害の賠償を請求することはできない。
- (8) 入札書の提出後であっても、開札までの間は入札の辞退を認める。
- (9) 落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (10) 契約事務規則第5条に規定する入札者心得書を遵守すること。
- (11) **入札執行回数は1回とし、入札参加者が1者のみの場合であっても入札を行う。**
- (12) **本入札については最低制限価格を設けない。**

## 7 再度入札

- (1) 第1回目の入札において予定価格の制限の範囲内での価格の入札が無いときは、1回を限度とし、再度入札を行う。
- (2) 再度入札を行う場合、その日時及び第1回目の入札結果並びに再度入札の開札日時を入札参加者にFAXにより通知する。
- (3) 再度入札を行う場合、入札書の提出は、入札参加者が所定の日時及び場所へ直接持参する方法により行うものとする。
- (4) 再度入札の開札日は、当該案件の第1回目の開札日の5日後を目安として設定する。

## 8 開札方法等

- (1) 日時 令和7年9月10日(水) 午前11時00分から五所川原市字布屋町41番地1市庁舎2階 会議室2Aで行う。
- (2) 入札参加資格を有すると認められた者の中から、事前に立会人2名を選任し立会いを依頼するので、依頼を受けた者は開札に立会うこと。この場合において、入札参加資格を有すると認められた者が1人の場合はその者を選任し、当該入札事務に関係のない市職員を1人立会わせるものとする。立会いを代理人に委任する場合は開札時刻までに委任状を提出し、代理人が立会うこと。立会人又は代理人が開札時刻までに到着しない場合は、当該入札事務に関係のない市職員を立会わせるものとする。

## 9 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札

- (2) 郵送された封筒が封印されていないと認められる入札
- (3) 郵送された封筒に、業務番号、開札日及び差出人のいずれかが記載されていない入札並びに郵送された封筒と入札書の記載事項が一致しない入札
- (4) 入札者心得書及び本公告に示した条件等入札に関する条件に違反した入札

#### 10 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに、くじで落札者を決定する。この場合において、当該入札者が立会人であるときはその者（代理人が立会ったときはその代理人）がくじを引き、それ以外の場合は、当該入札者に代えて当該入札事務に関係のない市職員がくじを引く。
- (3) 落札者が開札場所にいないときは、電話により落札した旨を通知する。

#### 11 契約の締結

- (1) 落札者は、速やかに発注担当課に赴き契約締結の手続きをとること。
- (2) 落札者は、契約締結に際し、契約金額の10分の1以上の契約保証金の納付、又は契約保証金に代わる担保の提供をしなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは契約保証金の納付を免除する。
  - ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - イ 契約者から委託を受けた保険会社と履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約は、落札者が決定した日から7日以内に締結しなければならない。ただし、落札者から書面による契約締結延期の申出があり、市長がそれを承認したときはこの限りでない。
- (4) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しない場合には、指名停止の措置をとることがある。
- (5) 契約締結前に、落札者が市の指名停止措置を受けた場合若しくは指名停止措置要件に該当する事実があったと認められる場合又は本公告の要件を満たさなくなった場合は、当該契約を締結しないことがある。

#### 12 その他

本公告に関する問合せは、下水道課まで電話により行うこと。

電話番号：0173-35-2111（内線 2753）、FAX番号：0173-35-9911